

加える。

2 第九条の登録を受けた者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第十条第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける前項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは」である。第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から「一月以内に」とする。

第十六条第一項第四号中「第四十四条第一項の」を「第四十四条第一項に規定する」に改め、同条第四項五条第一号を除き、「以下同じ。」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「前項を「第一項前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とし、同条第一項第一号を除き、「以下同じ。」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 電気通信事業者以外の者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。

第十六条に次の二項を加える。
6 第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から「一月以内に」とする。

第二章第三節の節名中「電気通信事業者」を「電気通信事業者等」に改める。
第十九条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から「一月以内に」とする。
第二十一条第一項中「届け出た契約約款」を「届け出た契約約款」に改め、同条第一項中「除く」の下に「第三項及び第二十五条第一項において同じ。」を加え、同条第二項中「届け出た契約約款」の下に「(以下「届け出た契約約款」)」を削り、同条第三項を同条第四項に改め、同条第一項第一号を除き、「以下同じ。」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「前項を「第一項前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とし、同条第一項第一号を除き、「以下同じ。」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 電気通信事業者以外の者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。

出契約約款」という。」を、「ときは」の下に「当該届出をした」を加え、「提供する当該」を「提供する」に、「当該契約約款」を「当該届出契約約款」に改める。

第二十三条の見出し中「契約約款を「届出契約約款で定めるべき料金その他の提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款」を「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出契約約款に定める料金その他の提供条件」に改め、同項ただし書きを削り、同項に次の各号を加える。

1 次項の規定により届出契約約款を定める当該基礎的電気通信役務の料金を減免する場合

2 当該基礎的電気通信役務(第一号基礎的電気通信役務に限る。)の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合

第十九条第四項中「第一項の規定により届け出た契約約款」を「届出契約約款」に改める。

第二十条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第三項中「(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「(次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「(ときは)」の下に「当該届出をした」を加え、同条第一項の次に次の二項を同条第三項とし、同条第一項に改め、「おける」の下に「当該を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

第二十一条第一項中「及び次条」を「並びに次条第一項及び第五項」に改める。

第二十二条第一項中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の三第一項中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の二第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。」に、「同号」を「第二十七条の二に改め、同条第三項及び第四項中「利用者」を「当該契約の解除をした者」に改める。

第二十三条の三第二項第一号中「次号」の下に「第二十七条の四の次に次の八条を加える。

1 次項の規定により保障契約約款を定める当該指定電気通信役務の料金を減免する場合

2 当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合

3 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱いの監督に関する事項

4 第二十七条の九の規定による評価に関する事項

5 その他総務省令で定める事項

2 前条の規定により指定された電気通信事業者は、情報取扱規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

(情報取扱規程の変更命令等)

第二十七条の五 総務大臣は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認め

同条第五項中「第十九条第一項の規定により届け出た契約約款」を「届出契約約款」に改める。

第二十三条の見出し中「契約約款を「届出契約約款に改め、同条第一項中「第十九条第一項又は契約約款で定めるべき料金その他の提供条件については、同項の規定により読み替えた契約約款」を「届出契約約款若しくは保障契約約款」に改める。

二十四条第一号中「イを削り、口をイ」とし、ハを口とする。

第二十五条第一項中「基礎的電気通信役務」を「第一号基礎的電気通信役務」に改め、「おける」の下に「当該を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

第二十七条の六 前条の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程(以下「情報取扱規程」という。)を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。

(情報取扱規程)

第二十七条の六 前条の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程(以下「情報取扱規程」という。)を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。

1 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項

2 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項

3 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

4 第二十七条の九の規定による評価に関する事項

5 その他総務省令で定める事項

2 前条の規定により指定された電気通信事業者は、情報取扱規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

(情報取扱規程の変更命令等)

第二十七条の七 総務大臣は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認め

況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報を閲する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。)を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

一 通信の秘密に該当する情報
二 利用者(第二条第七号イに掲げる者に限りる。)を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)
三 通信の秘密に該当する情報

二 利用者(第二条第七号イに掲げる者に限りる。)を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

二 利用者情報の取扱規程

電気通信事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

四

第二十七條の五の規定により指定された電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者が前条各項の規定により届け出た情報取扱規程を変更すべきことを命ずることができる。

定された電気通信事業者が情報取扱規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を保護するために必要な限度において、情報取扱規程を遵守すべきことを命ずることができる。

第二十七条の八 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。

一 取得する特定利用者情報の内容に関する事

二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に關項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

事項

五 その他総務省令で定める事項
第二十七条の五の規定により指定された電気

通信事業者は、情報取扱方針を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

(特定利用者情報の取扱状況の評価等) い。

第二十七条の九 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。

（特定利用者情報統括管理者）

第二十七条の十 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、前項の規定による評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならぬい。

第二十七条の十一 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者の中から、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（特定利用者情報統括管理者等の義務）

第二十七条の十一 特定利用者情報統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、利用者の利益の保護に関し、特定利用者情報統括管理者のその職務を行う上で意見を尊重しなければならない。

（情報送信指令通信に係る通知等）

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に

備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。」を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。」を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、

(1) と。行を停止する装置を講じていること。
(2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

報送機能により送信された利用者に関する情報の利用

口 イに規定する措置、当該措置に係る利用者
者の求めを受け付ける方法その他の総務省

第二十八条中第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信事業者に關する通言の秘密の漏洩その他急務省令で定めること。

君に聞いとけの秘密の消息をうかがふる。必ず定める重大な事故が生じたときは」を「次に掲げる場合ここは二つ改め、同様に次の各号を加える。

合規性に問題ある同様に次の各項を加えて、
一 第八条第二項の規定により電気通信業務の
一部を停止したとき。

電気通信業務に關し少く拂ひる事故が生じたとき。

口 第二十七条の五の規定により指定された書類通語審査者については、第三回月替りに通信の秘密の漏洩

電気通信事業者においては、特定利用者情報（同条第一号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

省令で定めるものは附則の漏えい
八 その他総務省令で定める重大な事故

第二十九条は次の二項を加える。

は指げる事故が生ずるおそれがあると認められる事態として総務省令で定めるものが生じたと思ふに至り、その旨を二つ里田くは東田

詰めたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

務の下に「届出契約額は定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。」を加

え 同條第二項第一号中「又は第二十七條の四」を

る。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議すべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。
第二百六十条の二十第三号中「認可」を「第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可」に改め、同条に次の一号を加える。
六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る)。

第二百六十条の二十四中「決定」の下に「及び合併」を加える。

第二百六十条の二十八第一項中「の日から二箇月以内に、少なくとも三回の」を「後遅なく、」に、「三箇月を」を「二月を」に改める。

第二百六十条の三十一第一項中「財産は」の下に「破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き」を加える。

第二百六十条の四十中「においては」を「には」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四

第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十を第二百六十条の四十八とし、第二百六十条の三十九を第二百六十条の四十七とし、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十六とし、第二百六十条の三十七の次に次の八条を加える。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならぬ。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対して

は、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体がその行う活動に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による

による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による從前の告示は、その効力を失う。

第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する認可地縁団体に係る同項の規定による從前の告示は、その効力を失う。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができない。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

前条第一項の規定による告示後に前項(第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消された二号に係る部分に限る。)の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併すればならない。

前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中五の三十四の項を五の三十五の項とし、五の二十八の項から五の三十三の項までを一項ずつ繰り下り、同表の五の二十七の項中「別表第四の四の二十七の項」を「別表第四の四の二十八の項」に改めた。

五の二の項から五の二十五の項までを一項ずつ繰り下げる。五の項の次に次のように加える。

五の二 市町村長 水道法(昭和三十一年法律第二百七十七号)による同法第二十五条の二第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事

別表第二の七の項の次に次のように加える。

七の二 市町村長
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)による同法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍

別表第二の九の項の次に次のように加える。

九の二 市町村長
空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百三十七号)による同法第九条第一項の調査に関する事務であつ

別表第三中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項の後に次のように加える。
て 総務省令で定めるもの

六の三 都道府県知事
水道法による同法第二十五条の二第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二

十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二の二 都道府県知事
国土調査法による同法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務

別表第四中四の三十四の項を四の三十五の項とし、四の二の項から四の三十三の項までを一項ずつ省略で定めるもの

つ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の項の次に次のように加える。

<p>別表第五中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。</p> <p>七の三 水道法による同法第二十五条の二 第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>別表第五第二十七号の次に次の一号を加え る。</p> <p>(一)国土調査法による同法第五条第 四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六 条の四第一項の地籍調査に関する事務であ つて総務省令で定めるもの</p> <p>第二章 厚生労働省関係</p> <p>(児童福祉法の一部改正)</p> <p>第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十 四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条の五第二項後段を削り、同条第三項 中「行つたときは」を「行う場合において、必要 があると認めるときは、当該医療費支給認定保 護者又は当該医療費支給認定患者に対し、医療 受給者証の提出を求めることができる。」の場 合において、都道府県は、当該に改める。 (医師法の一部改正)</p> <p>第四条 医師法(昭和二十三年法律第二百一 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第三項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律(平成十四年法律第百五十 一号)第六条第一項の規定により当該届出を 同項に規定する電子情報処理組織を使用して 行うときは、都道府県知事を経由することを 要しない。</p> <p>(薬剤師法の一部改正)</p> <p>第六条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律(平成十四年法律第百五十 一号)第六条第一項の規定により当該届出を 同項に規定する電子情報処理組織を使用して 行うときは、都道府県知事を経由することを 要しない。</p> <p>(難病の患者に対する医療等に関する法律の一 部改正)</p> <p>第七条 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号)の一部を次のよう に改正する。</p> <p>六の一 市町村長</p>
--

第七条第四項中「前項の規定により定められた指定医療機関の名称を削る。」

第十条第二項後段を削り、同条第三項中「行つたときは」を「行う場合において、必要があると認めるときは、当該支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該に改める。」

第三章 農林水産省関係

(土地改良法の一帯改正)

第八条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五条)の一部を次のように改正する。

第九十六条の四第一項中「第二十項、第九十条第四項」の下に「及び第七項」を、「として」との下に「、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない」とを、「土地改良事業」の下に「第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。」を加え、「、「國又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め」とを削り、「得て」との下に「、同条第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」とあるのは「第八十七条の五第一項」とを加える。

(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正)

第九条 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「導入すべき産業の業種その他」を削る。

第四章 経済産業省関係
(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化)

に関する法律の一部改正)

第十一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「(一)の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する都道府県をいう。以下同じ。)の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長」を加え、「又は都道府県知事」を「都道府県の長(以下「経済産業大臣等」という。)」に改める。

第三条の二及び第四条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第六条中「(一)を「いづれかに」に、「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第二号中「当該都道府県の区域内における販売所を廃止して」を削り、「二の都道府県の下に「又は」の指定都市」を加え、「販売所を設置する」を「のみ販売所を有する」に改め、同条に次の一号を加える。

四 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域内に販売所を有することとなつたとき。

第八条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第十条第二項中「(一)を「いづれかに」に、「を受けた事業」を「若しくは指定都市の長の登録を受けた事業」に、「受けたものに」を「若しくは指定都市の長の登録を受けたものに」に、「に同項の経済産業大臣を」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めた二以上の者」に改め、同項第一号中「都道府県知事」の同項に改め、同項第一号中「都道府県知事」を「(一)の登録又は指定都市の長を加え、「とき」を「と」とき、経済産業大臣」に改め、同項

都道府県知事の登録を受けた」を「次のイ又は口に掲げる」に、「とき」を「とき」当該イ又は口に定める者に改め、同号に次のように加える。

イ 第三条第一項の経済産業大臣の登録、他の都道府県知事の登録又は指定都市の登録に係る都道府県の区域外の指定都市を限る。)の長の登録を受けた者

(その登録に係る都道府県の区域内の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者

指定都市を(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する都道府県をいう。以下同じ。)の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長(以下「経済産業大臣等」という。)に改める。

第三条の二及び第四条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、「販売所を設置する」を「のみ販売所を有する」に改め、同条に次の一号を加える。

四 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域内に販売所を有することとなつたとき。

第八条中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第十条第二項に次の二号を加える。

四 第三条第一項の登録を受けていない者が

が、同時に、同項の絏済産業大臣の登録を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の都道府県

知事を「絏済産業大臣等」に改める。

第二十四条第一項中「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改め、同条第二項中「都道府県知事又は絏済産業大臣」を「絏済産業大臣又は都道府県知事」を「絏済産業大臣等」に改め、同条第三項、第十三条第二項、第十四条规定する都道府県知事(その登録を受けた者が次のイ又は口に掲げる者の地位を承継したとき、当該イ又は口に定める者)の登録又は他の指定都市(その登録を受けた者の地位を承継したとき、当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときに限り、同一の指定都市であるときを除く。)の長の登録を受けた者

都道府県の区域内の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときに限り、同一の指定都市であるときを除く。)の長の登録を受けた者

都道府県の区域内の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者

(当該都道府県が同一であるときを除く。)又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき、当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。)絏済産業大臣

が、同時に、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき、当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。)絏済産業大臣

受けた者の地位及び同項の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき、当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。)絏済産業大臣

三 第一条(地方自治法第二百六十条の十八第

三 第一条 地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の次に一条を加える改正規定及び同法第二百六十条の二十八第一項の改正規定を除く。)及び第十条の規定並びに附則第三条の規定
五年四月一日

〔土地改良法の一部改正に伴う経過措置〕

第三条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第八条の規定による改正前の土地改良法(以下この条において「旧土地改良法」という。)第九十九条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第八十七条の五第一項の規定により市町村の議会の議決を経てその応急工事計画を定めた土地改良法第二条第二項第五号の土地改良事業に関する旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条第一項の規定による賦課徴収、旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条の三第一項の規定による敷又及び日土地改良法第九十九条

二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の長となるものは、第三号施行日以後における第十条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「新液化石油ガス法」という。)の適用についてされた申請等の行為とみなす。

第三号施行日前に旧液化石油ガス法の規定により都道府県知事に對し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第三号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新液化石油ガス法の相当規定により指定都市の長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新液化石油ガス法の規定を適用する。

第四条 この法律の施行の際現に第一
ニはる敷正前の下水道法第二一条の一箇

の規定に
「」の手続を
条において
条の規定を
確保及び
なるも
条について
市長に
り指定都
規定期に
り指定都
なければ
ていいな
規定期に

第七条第四項中「第四項まで」を「第五項まで」と改め、第八条第一項の「自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十一号）」の一部を次のように改正する。
第一百五十五条の七中「及び第四項」を「、第四項及び第五項に、「許可」と、同項本文を「許可」と、同法第八十五条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等（自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）と、「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と、同法第八十七条の三第三項本文に、「読み替える」と、同条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と読み替える」に改める。
(都市緑地法の一部改正)
第九条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第四十二条第四項中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に改める。
(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を)
め。

文 士を士掛のの項係条上に 2 のの法準るのそ

規定又は第八十七条の期間の延長は、改正後の建築基準において「新基準」又は第八十七条の期間の延長による許可の期間規定の施行の際現行法第八条の規定に該当する。この期間の延長に該当する。この期間の延長に該当する。この期間の延長に該当する。

地改良法第九十条第四項の規定による徵収については、なお従前の例による。
(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

条第九項において準用する場合を含む。)の規定によりされている国土交通大臣への協議の申出は、第十二条の規定による改正後の下水道法第三十二条の二第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定によりされた国土交通大臣への

図るための特別措置に関する法律(平成改正)
第十条 特定非常災害の被害者の権利利益の保護等を図るための特別措置に関する法律(平成八
年法律第八十五号)の一部を次のように改正す
る。

九八三

第三項及び第三項から第五項まで」の三第一項本文、第三項及び第五項に改め、同項に後段として

次のように加え
項から第五項ま
に、「第八十七条
第四項」を「第八十

日(以下この条において「第三号施行日」という。)前に第十条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「旧液化石油ガス法」と

臣への届出とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一項中〔並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)〕を削り、〔存続期間等〕を〔存続期間〕に改める。

統法

この場合において、同法第
及び第八十七条の三第五項由
のは、「避難住民等」と読み
る。

第八十五条第五項
「被災者」とある

いう。)の規定により都道府県知事がした登録等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に液化石油ガス法の規定により都道府県知事に対してされている登録等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が地方自治法第

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。
(官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正)
第七条 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和
二十六年法律第八百八十一号)の一部を次のよう
に改正する。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)一部改正に伴う経過措置)

（東日本大震災復興特別区域法
第十三条 東日本大震災復興特別区域法
第百二十二条）の二
改正する。
第二条第四項中「から第十九

を「第八条まで」及び「第八条に改
る一部改正」

令和四年五月十三日 衆議院会議録第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び

ひ同報告書

